

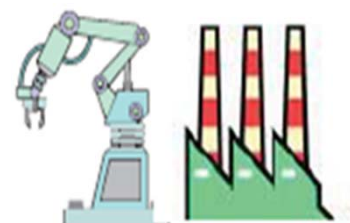
## 復興特区法に基づく課税の特例の効果について

平成24年2月から平成25年9月末までに青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において指定を受けた事業者等の数は1,752であり、その投資見込額は約1兆1,300億円、被災者の雇用予定数は約8万2,600人である。

指定事業者等による投資見込額は、約1兆1,300億円（注）  
（参考：平成25年6月末時点 約1兆700億円）

[県別内訳] (参考：平成25年6月末時点)

青森県	約 320億円	(約 319億円)
岩手県	約 935億円	(約 832億円)
宮城県	約 3,025億円	(約 2,741億円)
福島県	約 2,456億円	(約 2,437億円)
茨城県	約 4,578億円	(約 4,359億円)



(注)指定事業者等が指定を受ける際に提出する計画に記載した数字の合計

指定事業者等による被災者の雇用予定数は、約82,600人（注）  
（参考：平成25年6月末時点 約75,600人）

[県別内訳] (参考：平成25年6月末時点)

青森県	約 4,100人	(約 4,050人)
岩手県	約 5,620人	(約 5,280人)
宮城県	約 23,020人	(約 18,860人)
福島県	約 25,600人	(約 24,090人)
茨城県	約 24,260人	(約 23,330人)



(注)指定事業者等が指定を受ける際に提出する計画に記載した数字の合計

○ 復興特区法に基づく課税の特例の活用事例、指定の状況（平成25年9月末時点）及び市町村ごとの指定事業者等の数については、参考資料として、以下に添付します。

本件連絡先：

復興庁（復興特区班）伊藤、佐々木(潔)、大村、久住、荻野、佐々木(健)

TEL：03-5545-7234

(参考資料1)

## 復興特区法に基づく課税の特例の活用事例

### 復興特区法第37条の特例：機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除

- ・岩手県大船渡市で被災したA社は、グループ補助金及び復興特区法第37条の課税の特例を活用し、平成24年7月に同市内の内陸部に新工場を移転建設。
- ・設備投資は総額17億円、新規に7人を雇用。



- ・岩手県釜石市で震災後の平成23年8月に創業したB社は、復興特区法第37条の課税の特例を活用し、平成24年7月に水産加工工場を竣工。
- ・設備投資は総額2億円。



### 復興特区法第38条の特例：被災雇用者等を雇用した場合の税額控除

- ・宮城県石巻市で被災したC社は、復興特区法第38条の課税の特例の指定を受け、平成24年12月時点で35人、平成25年9月1日に50人の雇用に達した(このうち、新規雇用は19人)。



- ・福島県いわき市で被災したD社は、復興特区法第38条の課税の特例の指定を受け、平成24年10月時点で17人、平成25年9月末時点で22人雇用(このうち、新規雇用は5人)。



(参考資料 2)

復興特区法に基づく課税の特例に係る指定の状況(平成 25 年 9 月末時点)について

東日本大震災復興特別区域法(以下「法」という。)に基づく課税の特例の適用を受けるためには、認定地方公共団体による指定事業者等の指定が必要です。

今回、平成 25 年 9 月末時点の課税の特例に係る指定の状況について、復興庁において取りまとめましたので公表します。

1. 平成 25 年 9 月末までに指定を受けた指定事業者等の数及び指定件数は以下のとおりです。

指定件数	課税の特例の法の根拠				
	第 37 条	第 38 条	第 39 条	第 40 条	計
9 月末時点	1, 145	965	62	4	2, 176
(参考) 8 月末時点	1, 109	935	62	4	2, 110

- ・法第 37 条の特例：機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除
- ・法第 38 条の特例：被災雇用者等を雇用した場合の税額控除
- ・法第 39 条の特例：開発研究用資産の特別償却等
- ・法第 40 条の特例：新規立地促進税制

指定事業者等の数	9 月末時点	1, 752
	(参考) 8 月末時点	1, 698

(注 1) 課税の特例ごとに指定を受けなければならないことから、1 者で複数の特例について指定を受けている指定事業者等があるため、指定件数より指定事業者等の数が少なくなります。

2. 平成 25 年 9 月末時点における、各県ごとの状況は以下のとおりです。

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	計
指定件数	164	284	603	639	486	2, 176
指定事業者等の数	148	254	492	533	378	1, 805

(注 2) 複数の県で指定を受けている事業者等があるため、各県の指定事業者等の数の合計は上述の「指定事業者等の数 9 月末時点 1, 752」と一致しません。


## 復興特区法に基づく課税の特例に係る市町村ごとの指定事業者等の数 (平成25年9月末時点)

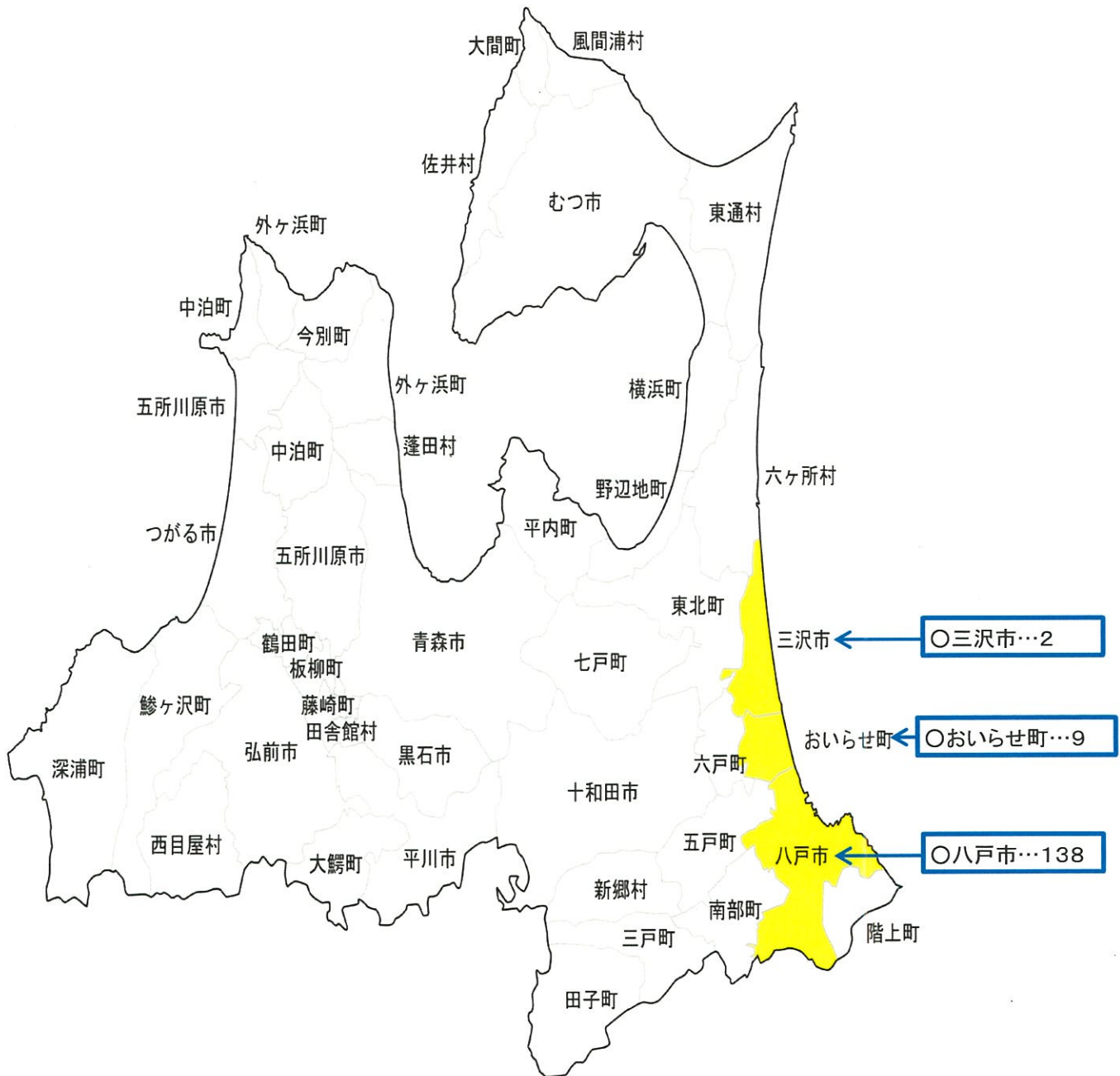
【青森県】 148 (147)		【宮城県】 492 (416)		【福島県】 533 (474)		【茨城県】 378 (346)	
八戸市	138 (137)	仙台市	141 (131)	福島市	41 (39)	水戸市	31 (17)
三沢市	2 (2)	石巻市	72 (62)	会津若松市	23 (18)	日立市	38 (36)
おいらせ町	9 (9)	塩竈市	31 (24)	郡山市	67 (59)	高萩市	20 (20)
		気仙沼市	71 (36)	いわき市	202 (171)	北茨城市	39 (38)
		白石市	8 (8)	白河市	22 (21)	ひたちなか市	53 (50)
		名取市	12 (11)	須賀川市	25 (24)	鹿嶋市	35 (33)
		角田市	7 (6)	喜多方市	4 (4)	潮来市	8 (7)
		多賀城市	8 (6)	相馬市	9 (9)	那珂市	2 (2)
		岩沼市	8 (8)	二本松市	26 (24)	神栖市	128 (121)
		登米市	7 (7)	田村市	16 (15)	鉾田市	1 (1)
		栗原市	8 (7)	南相馬市	2 (2)	茨城町	8 (8)
		東松島市	7 (6)	伊達市	5 (4)	大洗町	24 (21)
		大崎市	27 (24)	本宮市	18 (16)	東海村	7 (6)
		蔵王町	5 (4)	桑折町	4 (3)		
		大河原町	2 (2)	国見町	3 (3)		
		村田町	3 (3)	川俣町	2 (1)		
		柴田町	6 (6)	大玉村	4 (4)		
		丸森町	2 (2)	鏡石町	4 (2)		
		亘理町	3 (2)	下郷町	1 (1)		
		山元町	4 (4)	只見町	2 (1)		
		七ヶ浜町	1 (1)	猪苗代町	1 (1)		
		利府町	2 (2)	会津坂下町	1 (1)		
		大和町	26 (26)	湯川村	2 (2)		
		大郷町	4 (4)	会津美里町	4 (4)		
		富谷町	6 (5)	西郷村	9 (9)		
		大衡村	10 (10)	泉崎村	13 (12)		
		色麻町	4 (4)	中島村	3 (3)		
		加美町	8 (8)	矢吹町	2 (2)		
		涌谷町	2 (2)	棚倉町	2 (1)		
		美里町	11 (11)	矢祭町	2 (2)		
		女川町	12 (11)	塙町	3 (2)		
		南三陸町	12 (11)	石川町	2 (2)		
				玉川村	4 (4)		
				平田村	3 (3)		
				浅川町	4 (4)		
				古殿町	2 (2)		
				三春町	11 (10)		
				小野町	6 (6)		
				広野町	2 (2)		
				檜葉町	1 (1)		
				新地町	1 (1)		
				飯舘村	1 (1)		

※ ( )内の数字は、平成25年6月末時点の指定事業者等の数です。

※ 複数の市町村で指定を受けている事業者等があるため、各市町村の合計は、各県ごとの指定事業者等の数と一致しません。

# 青森県内の復興特区法に基づく課税の特例に係る指定事業者等の数(平成25年9月末時点)

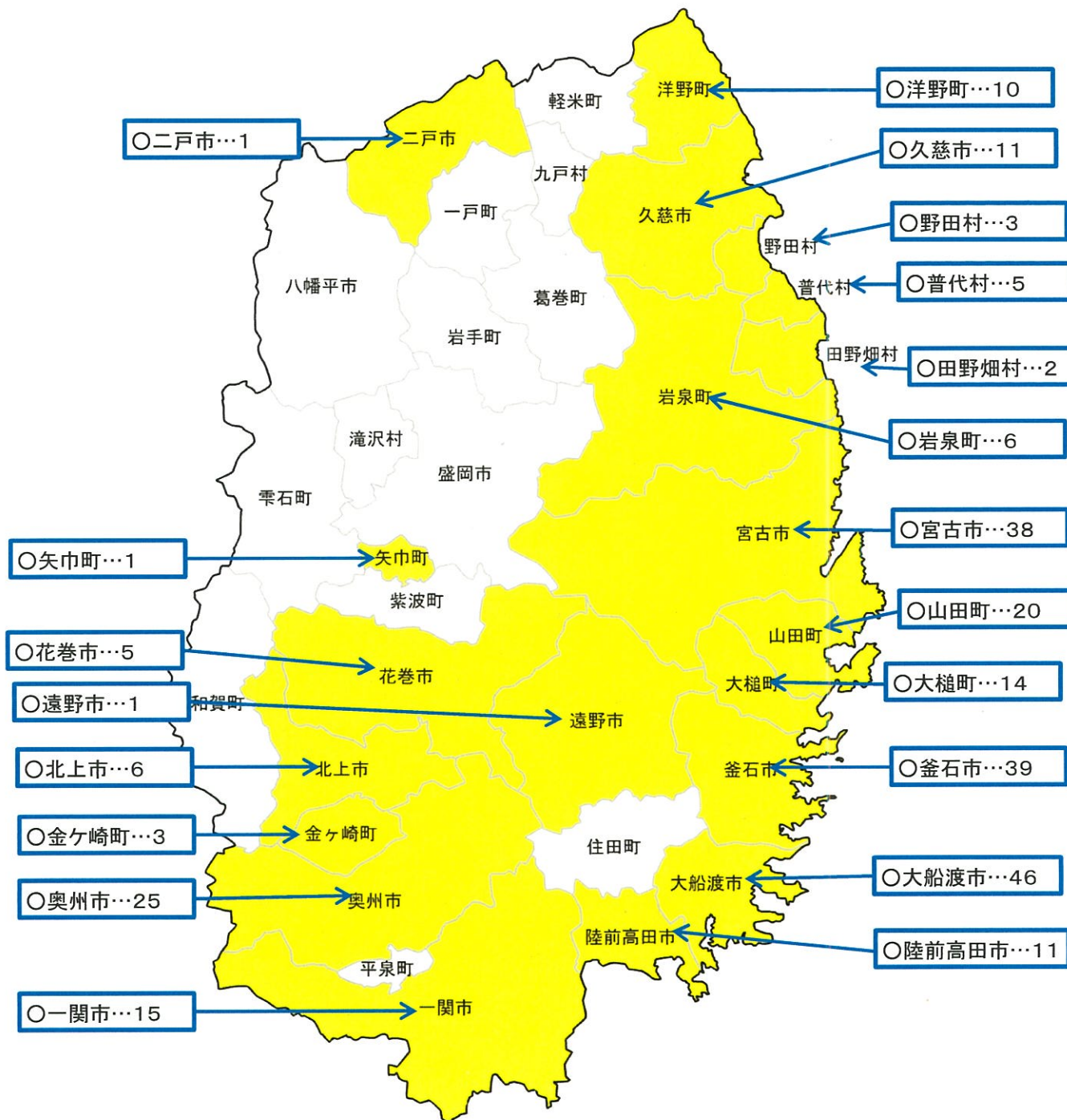
 は指定事業者等の事業所のある市町



※ 複数の市町で指定を受けている事業者等があるため、各市町の指定事業者等の数の合計は、青森県内の指定事業者等の合計「148」と一致しません。

# 岩手県内の復興特区法に基づく課税の特例に係る指定事業者等の数(平成25年9月末時点)

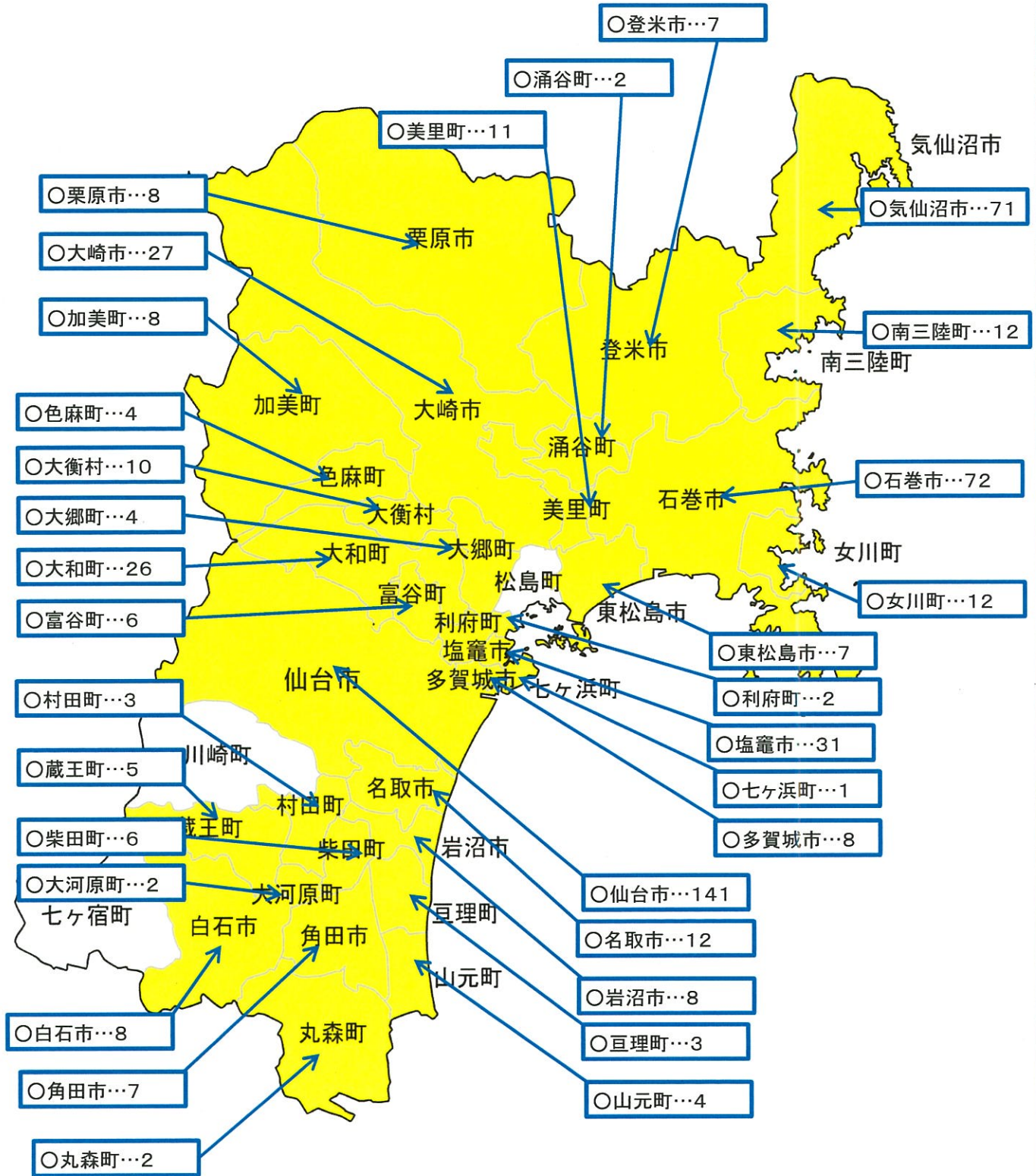
■ は指定事業者等の事業所のある市町村



※ 複数の市町村で指定を受けている事業者等があるため、各市町村の指定事業者等の数の合計は、岩手県内の指定事業者等の合計「254」と一致しません。

# 宮城県内の復興特区法に基づく課税の特例に係る指定事業者等の数(平成25年9月末時点)

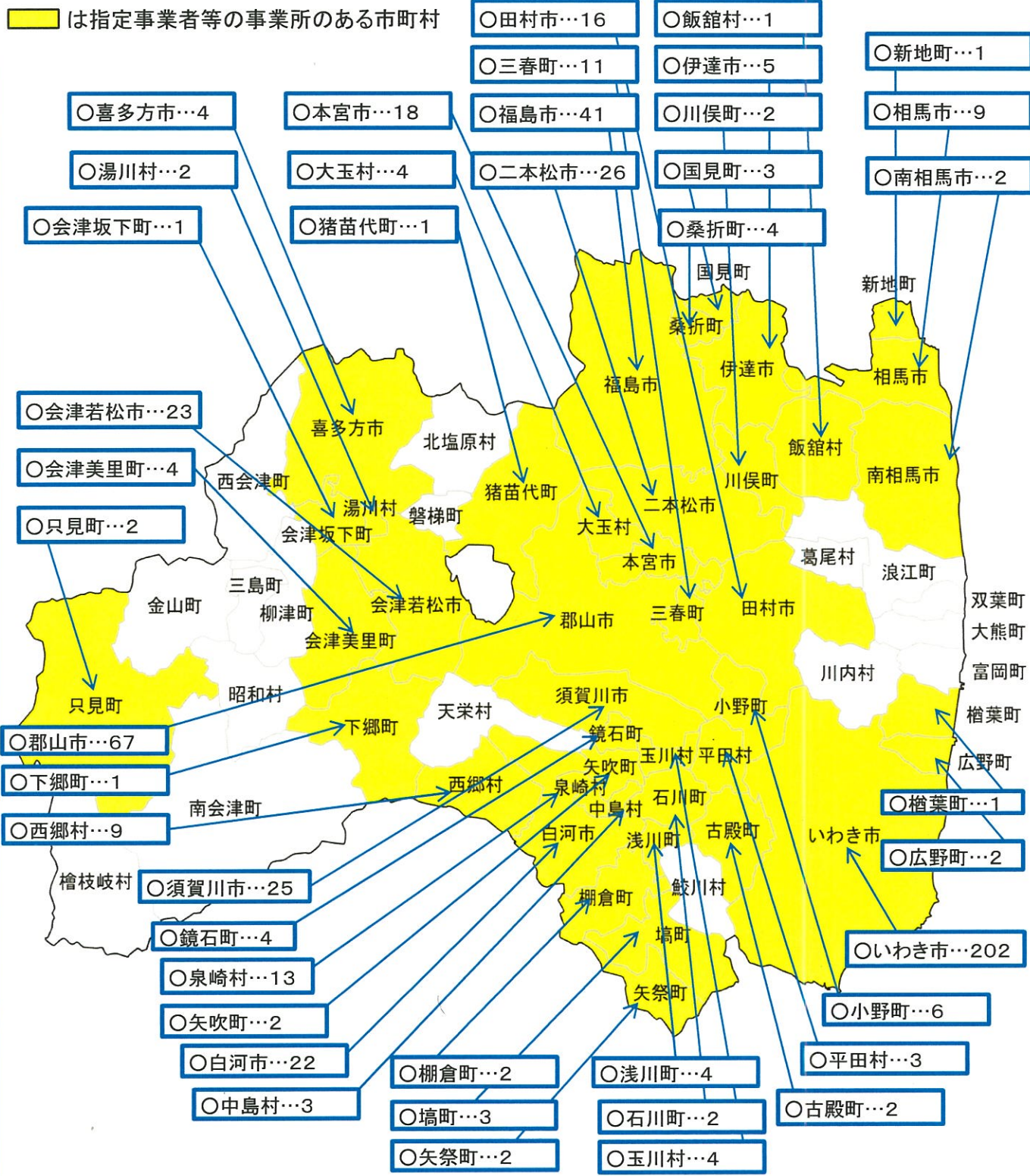
■ は指定事業者等の事業所のある市町村



※ 複数の市町村で指定を受けている事業者等があるため、各市町村の指定事業者等の数の合計は、宮城県内の指定事業者等の合計「492」と一致しません。

# 福島県内の復興特区法に基づく課税の特例に係る指定事業者等の数(平成25年9月末時点)

■ は指定事業者等の事業所のある市町村

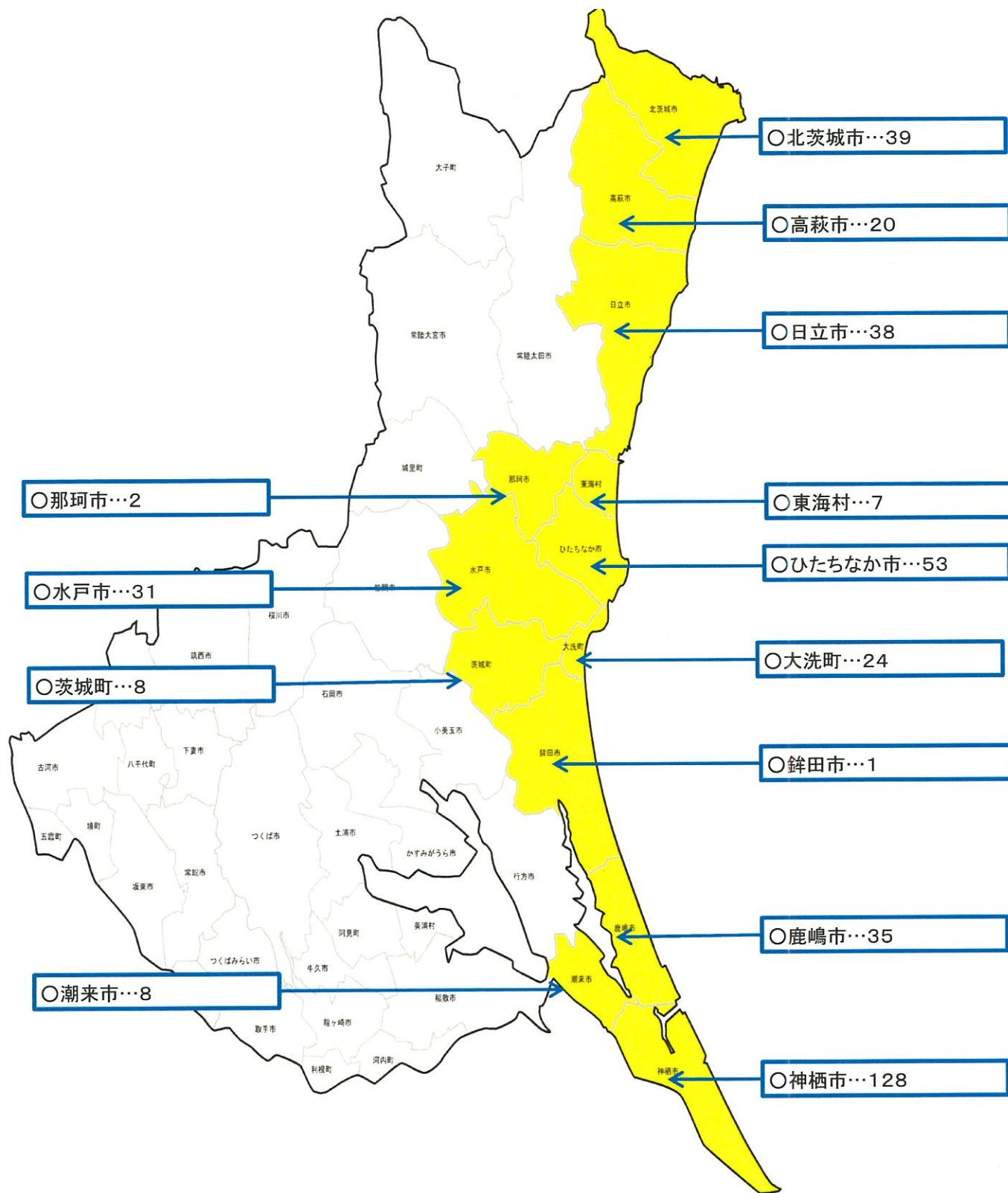


※ 複数の市町村で指定を受けている事業者等があるため、各市町村の指定事業者等の数の合計は、福島県内の指定事業者等の合計「533」と一致しません。  
 ※ 福島復興再生特別措置法の避難解除区域等における課税の特例の適用を受けるための確認書を交付された事業者は、上の数値とは別に、延べ件数で1,573あります。(平成25年10月25日現在)。



# 茨城県内の復興特区法に基づく課税の特例に係る指定事業者等の数(平成25年9月末時点)

■ は指定事業者等の事業所のある市町村



※ 複数の市町村で指定を受けている事業者等があるため、各市町村の指定事業者等の数の合計は、茨城県内の指定事業者等の合計「378」と一致しません。